

市町村の財政状況資料集の公表にあたって

I 公表の趣旨

地方分権の進展に伴い、地方公共団体の行財政運営については、住民に対する説明責任を果たすことがますます重要になっております。特に地方財政の状況が極めて厳しい中で、各地方公共団体が住民等の理解と協力を得ながら財政の健全化を推進していくためには、自らの財政状況についてより積極的に情報を開示することが求められています。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の全面施行や公会計改革の推進も踏まえ、一般会計等に加え公営企業などの公営事業会計の状況や地方公社・第三セクター等の経営状況及び財政援助の状況も含めた、各市町村ごとの総合的な財政情報として、平成 21 年度まで財政状況等一覧表を公表しておりましたが、これに加え、各年度に実施した地方財政状況調査（以下決算統計）の集計結果に基づき、各都道府県・市町村ごとの普通会計歳入・歳出決算額、各種財政指標等の状況について、各団体ごとに 1 枚のカードに取りまとめた決算カード等を反映させ、平成 22 年度より新しい開示様式「財政状況資料集」を公表することになりました。

II 公表内容（決算年度を平成 n 年度と表記しています。）

1 総括表及び普通会計の状況（市町村）

決算カードの内容を掲載しています。決算カードとは、各年度に実施した地方財政状況調査（以下決算統計）の集計結果に基づき、各都道府県・市町村ごとの普通会計歳入・歳出決算額、各種財政指標等の状況について、各団体ごとに 1 枚のカードに取りまとめたものです。

2 各会計、関係団体の財政状況及び健全化判断比率

(1) 一般会計等の財政状況

市町村の財政の中心をなし、行財政運営の基本的な経費を網羅している「一般会計」と、特定の収入を特定の歳出に充て、一般会計とは区分して経理する「特別会計」の決算状況を示しています。なお、「一般会計等」とは、地方公共団体財政健全化における実質赤字比率の対象となる会計です。

【用語解説】

- ・形式収支 … 歳入決算額から歳出決算額を差し引いた額。
- ・実質収支 … 形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を除いた額。
- ・他会計等からの繰入金 … 一般会計、基金等から収入（受け入れた）された金額。

(2) 公営企業会計等の財政状況

水道事業、病院事業、下水道事業等の「公営企業」、競輪等の「収益事業」、国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険事業等の公営事業会計の決算状況を示しています。

【用語解説】

- ・総収益 … 地方公営企業法適用企業（以下「法適用企業」という。）における営業活動に伴う収益。（サービス提供の対価として料金収入が主体）
- ・総費用 … 法適用企業における営業活動の費用。（サービスの提供に要する人件費、物件費等の営業費用が主体）
- ・純損益 … 総収益から総費用を差し引いた額
- ・資金剰余額 … 流動資産（現金預金、有価証券、未収金など）から流動負債（未払金など）を差し引いた額。（負数の場合は、不良債務を抱えている事業）
- ・一般会計等繰入見込額 … 企業債（地方債）現在高のうち、一般会計等が今後負担すると見込まれる額

(3) 関係する一部事務組合等の財政状況

市町村の区域を越えて、広域で取り組んだ方が効率的である、事務の一部（常備消防、ゴミ処理、火葬等）を共同で処理するために設立させた一部事務組合の決算状況を示しています。（当該市町村が加入している組合等を記載しています。）

【用語解説】

- ・一般会計等負担見込額 … 一部事務組合等の地方債現在高のうち、当該団体が今後負担すると見込まれる額

(4) 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政支援の状況

地方公共団体と民間が共同出資した法人の経営状況及び地方公共団体の財政支援の状況を示しています。対象は市町村の出資等が総額25%以上の法人、出資割合は25%未満であるが、財政支援〔補助金（負担金、交付金等を含む。）、貸付金、債務保証、損失補償〕を行っている法人となっています。

【用語解説】

- ・経常損益 … 毎期繰り返す事業活動の結果としての利益（損失）
- ・純資産又は正味財産 … 法人の総資産額から総負債額を差し引いた正味財産のことで、この額が負数の場合は「債務超過」であることを表します。

(5) 公債費負担の状況等

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、財政力指数、経常収支比率、資金不足比率といった各種財政指標を記載しています。

【用語解説】

・実質赤字比率

当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模（地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常一般財源の規模を示すもの）に対する比率です。

・連結実質赤字比率

公営企業会計を含む当該地方公共団体の全会計を対象にした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率です。すべての会計の赤字と黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

・資金不足比率

当該地方公共団体の公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率です。公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

4 財政比較分析表

市町村財政の状況は、人口規模、産業構造等の違いにより一律に比較が困難なため、主要財政指標等を類似団体と比較したグラフや類似団体平均を100としたレーダーチャートで示すことにより、客観的かつ視覚的に把握できるようにしたものです。

類似団体とは、人口及び産業構造等により全国の市町村を35グループに分類した結果、当該団体と同じグループに属する団体のことをいいます。

(1) 各指標について

① 財政力指数

当該地方公共団体の財政力の強弱を表す数値で、財政力指数が大きくなるほど財政力が強いこととなります。これが1.0を上回ると地方交付税の不交付団体となります。

② 経常収支比率

人件費・扶助費・公債費等の経常経費に、地方税・地方交付税を中心とした経常一般財源がどの程度充当されたかを見る指標で、この比率が低いほど、普通建設事業費等の臨時経費に充当できる一般財源があり、財政構造が弾力に富んでいることとなります。

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{人件費、扶助費、公債費等に充当した一般財源等}}{\text{経常一般財源等（地方税＋普通交付税等）} + \text{減収補てん債特例分} + \text{臨時財政対策債}} \times 100$$

③ 人口1人当たり人件費・物件費等決算額

平成n年度の人件費、物件費及び維持補修費の決算額を平成n+1年3月31日現在の住民基本台帳人口で割ったものです。なお、人件費には事業費支弁人件費を含み、退職金は含みません。

④ 将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率です。

地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。この比率が **350%**（早期健全化基準）以上となった市町村は、財政の早期健全化を図るため、財政健全化計画を定めなければなりません。

$$\text{将来負担比率} = \frac{A - (B + C + D)}{E - F}$$

- A：将来負担額※
- B：充当可能基金額※
- C：元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源見込額
- D：地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額
- E：標準財政規模（標準的な規模の収入の額）
- F：元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

※将来負担額（上記A関係）とは

アからクまでの合計額

※充当可能基本額（上記B関連）とは

アからカまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

- ア 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- イ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）
- ウ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
- エ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- オ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
- カ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- キ 連結実質赤字額
- ク 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

⑤ 実質公債費比率

交付税措置のある地方債を除いた一般財源による公債費の実質的な負担割合をあらわす起債制限比率に、公営企業の元利償還金に対する繰出金などを加え、実質的な公債費の負担状況を示すもので、この指標が **18%**を超える場合、地方債の発行にあたり県知事の許可が必要となります。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(A + B) - (C + D)}{E - D}$$

- A：元利償還金（繰上償還等を除く）
- B：準元利償還金（地方債の元利償還金に準ずるもの）
- C：元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源
- D：元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額
- E：標準財政規模（標準的な規模の収入の額）

※実質公債費比率の算定において除かれる元利償還金（上記A関連）

- ア 繰上償還を行ったもの
- イ 借換債を財源として償還を行ったもの
- ウ 満期一括償還方式の地方債の元金償還金
- エ 利子支払金のうち減債基金の運用利子等を財源とするもの

※「準元利償還金」（上記B関連）

- ア 満期一括償還方式の地方債の1年当たり元金償還金相当額
- イ 公営企業債の元利償還金に対する普通会計からの繰入金
- ウ 一部事務組合等が起こした地方債の元利償還金に対する負担金等
- エ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの（**PI** 事業に係る委託料、国営事業負担金、利子補給など）
- オ 一時借入金の利子

⑥ 人口 1,000人当たり職員数

平成n+1年3月31日現在住民基本台帳人口 1,000人当たりの職員数をあらわしており、職員数は平成n+1年4月1日現在となっています。

⑦ ラスパイレス指数

一般行政職について、国家公務員を 100とした場合の市町村職員の給与水準をあらわしています。（平成n+1年度地方公務員給与実態調査による）

5 (4)市町村経常経費分析表

経常収支比率、人件費及び人件費に準ずる費用、公債費及び公債費に準ずる費用、普通建設事業費を分析し、類似団体と比較したグラフや類似団体平均を 100としたレーダーチャートにより、各市町村の財政構造を客観的かつ視覚的に把握できるようにしたものです。

※公表指標について

- ・経常収支比率の分析
- ・人件費及び人件費に準ずる費用
- ・公債費及び公債費に準ずる費用
- ・普通建設事業費

【用語解説】

ア 人件費

職員等に対して勤労の対価や報酬として支払われる経費をいいます。市町村長 等の特別職の報酬や職員給与のほか、市町村議会議員報酬や各種委員会報酬等も 含んでいます。

イ 物件費

物件費とは、消費的経費（その経費の効果がその年度、又はきわめて短期間で終わるもの。）の総称であり、賃金・旅費・需用費・役務費、委託料等に要する経費です。

ウ 扶助費

扶助費とは、生活保護や高齢者・障がい者・児童対策などの社会保障に要する 経費で法令等に基づいて、支出する経費です。

エ 公債費

公債費とは、地方債（償還が複数年度にわたるもの）の元金及び利子の支払いに要する経費です。

オ 補助費等

補助費等とは、法適用の公営企業に対する負担金、さまざまな団体への補助金、報償費、寄付金などの経費です。

6 (5)実質収支比率等に係る経年分析

各年度の決算統計の集計結果に基づき、財政調整基金残高、実質収支額及び実質単年度収支をそれぞれ各年度の標準財政規模で除した数値を百分率で表し、平成n年度までの過去5年間の 収支の推移として表しています。

【用語解説】

・財政調整基金

地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための積立金です。経済の不況等により大幅な税収減に見舞われたり、災害発生等により思わぬ支出の増加を余儀なくされた場合等に備え、財源の余裕のある年度に積立をしています。

7 (6)連結実質赤字比率に係る赤字・黒字の構成分析

総括表に記載の会計ごとの赤字・黒字の平成n年度までの過去5年間の推移を表しています。各年度の実質収支額又は資金不足・剰余額を標準財政規模で除して得た数値を百分率で表示しています。

8 (7)実質公債費比率（分子）の構造

公債費（元利償還金等、歳入公債費等）を構成する各項目の平成n年度までの過去5年間の推移を表しています。

9 (8)将来負担比率（分子）の構造

将来負担額及び充当可能財源の平成n年度までの過去5年間の推移を表しています。

10 分析欄について

分析欄については、指標ごとの経年変化等も分析のうえ、「なぜそのような数値になったのか」、「当該数値の背景にはどのような原因又は努力があるか」を明らかにするとともに、「今後、数値の改善に向けてどのような取組みを行っていくか」ということについて、具体的な数値目標等を織り交ぜながら各団体において要点の記入をしています。